■ 児童手当について

- 受給資格者……中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- **支給額** ・3 歳未満 …………—律1万5千円
 - ・3歳以上小学校修了前 … 1万円 (第3子以降は1万5千円)
 - ・中学生 …………一律1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。 ※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

● 6月以降の児童手当を受け取るには現況届が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。この届出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。 ※申請書や必要な添付書類等の案内は、郵送にて6月上旬にお届けいたします。

申請は早めに済ませましょう。

出生や転入に伴う申請は、届出から 15 日以内に行うようにしてください。 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。 手続きの方法や制度の詳細については、保健福祉課福祉チーム又は住民生活課民生チームにお 問い合わせください。

■ 子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の支給について

平成 26 年 4 月から消費税増税に伴い、子育て世帯の方や低所得世帯の方に対し、給付金が支給されます。 ※どちらか一方の給付金を1回のみの支給となります。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から給付措置が行われます。

支給対象者

平成26年1月1日現在で錦江町に住所があり、次の2つの要件をどちらも満たす方

- ① 平成 26 年 1 月分の児童手当または特例給付金を受給
- ② 平成 25 年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満 ※臨時福祉給付金の支給対象者は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象外となります。
- ●支給額……対象児童1人につき1万円

●臨時福祉給付金

所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付措置が行われます。

●支給対象者

平成26年1月1日現在で錦江町に住所があり、平成26年度の住民税が課税されていない方(税の申告等を済まされていない方を除く)が対象です。

ただし、住民税が課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者である場合を除きます。

●支給額……1人につき1万円

※次に該当する方は1人につき5千円が加算されます。

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

申請手続きについて

どちらの給付金とも、対象と思われる方には、郵送にて申請書及び具体的な申請方法のお知らせをお 届けする予定です。準備ができ次第速やかにご案内いたしますので申請されますようお願いします。

なお、公務員の方の子育て臨時特例給付金の申請については、所属長の指示に基づき、平成 26 年 1 月 1 日現在の住所地(市町村)に申請してください。(町では公務員の対象者の把握ができていません。)

●詐欺にご注意を

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。ご自宅や職場などに役場や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたら、迷わず、役場や警察署にご連絡ください。

【問い合わせ先】 ○子育て世帯臨時特例給付金 保健福祉課福祉チーム № 22-3042 (直通)

○臨時福祉給付金 住民税務課税務チーム Tel 22-3037 (直通)